

# 中南米のFTA・通商政策関連 トピックス

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課・中南米班

加藤 遥平

2026年6月23日



## 調査部 米州課・中南米班

### 加藤 遥平

かとう ようへい

- 2023年4月 ジェトロ入構
- 2023年4月～2025年3月 調査企画課
- 2025年4月～ 米州課 中南米班でメキシコ・中米カリブ地域を担当。
- 2024年度より、経済連携ユニットの一員として、EPA利活用促進に関する業務を担当。

# 本日の講演内容

<b>I.</b>	<b>中南米FTAの全体像</b>	<b>4</b>
<b>II.</b>	<b>中南米主要国の通商動向</b>	
	1. メキシコ (USMCA)	8
	2. メルコスール	15

# 本日の講演内容

<b>I.</b>	<b>中南米FTAの全体像</b>	<b>4</b>
<b>II.</b>	<b>中南米主要国の通商動向</b>	
1.	メキシコ (USMCA)	8
2.	メルコスール	15

# 1 | 中南米全体の経済規模

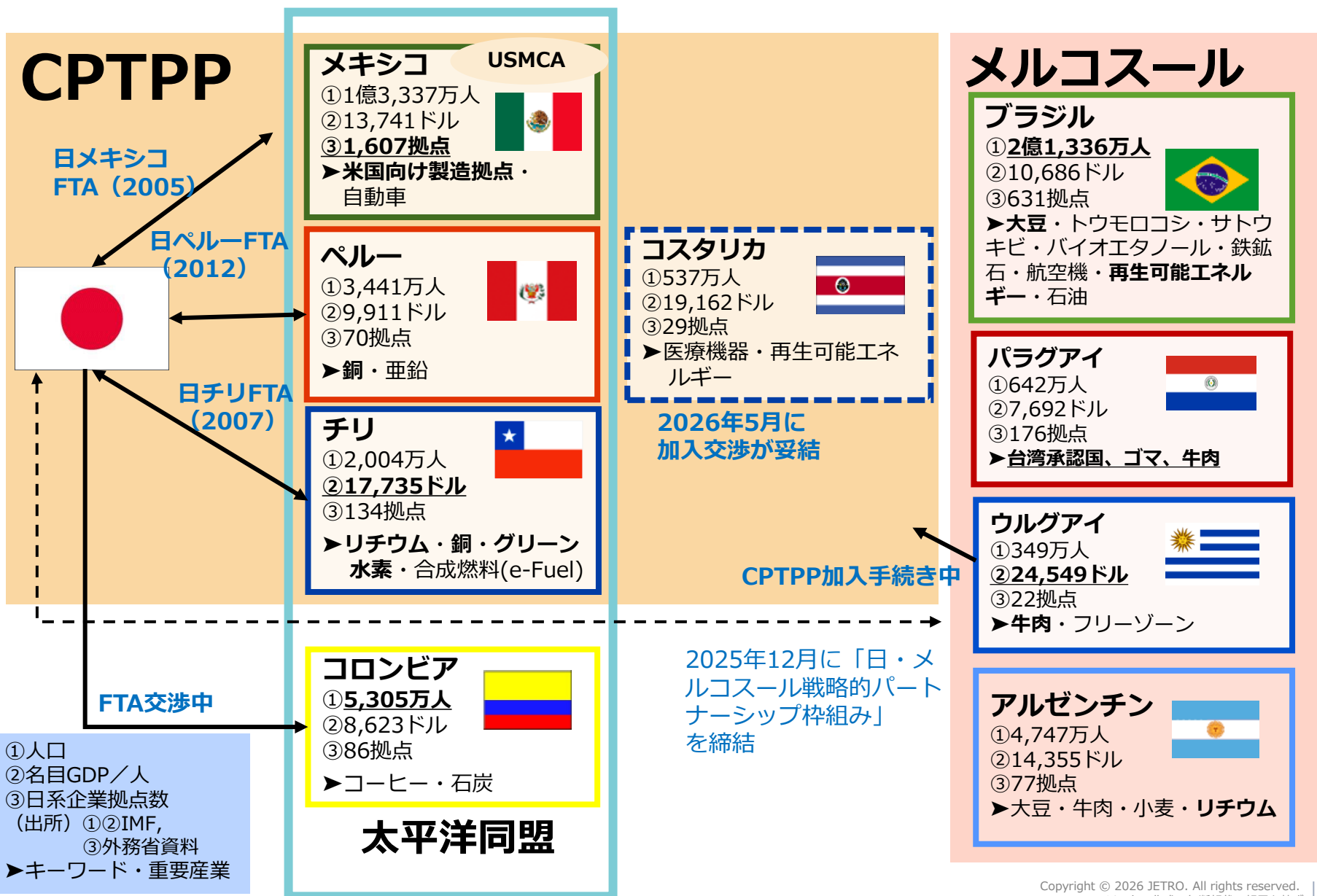
- GDPはASEANやインドを上回る。
- 人口規模はASEANとほぼ同規模。

中南米と主要国・地域の経済規模比較（2025年）

	中南米全体	ブラジル	メキシコ	ASEAN	インド	中国	日本
①名目GDP （10億ドル）	7,072	2,280(11)	1,832(15)	4,247	3,916(6)	19,626(2)	4,435(4)
②人口（100万人）	653.8	213.4(7)	133.4(10)	694.7	1,463.9(1)	1,405.1(2)	123.3(11)
③直接投資受入 （100万ドル） 2024年	164,265	59,178	36,872	225,263	27,556	116,238	13,357
④名目GDP/人 （ドル）	10,834	10,685	13,741	6,063.4	2,675	13,968	35,973
⑤日本の輸入 （100万ドル）	34,842	9,062	7,077	119,521	7,007	178,293	-
⑥日本からの輸出 （100万ドル）	32,903	4,937	12,055	106,676	19,156	125,594	-
⑦日本の直接投資残高 （億円） 2024年末	183,822	33,613	20,172	472,484	58,179	199,881	-
⑧日系企業拠点数 （2024年10月時点）	3,106	631	1,607	19,782	5,205	32,364	-
⑨長期滞在者（人）	15,439	4,576	6,499	90,168	8,459	86,351	-

（注1）国数：中南米⇒35カ国、ASEAN⇒11カ国 （注2）カッコ（ ）内は世界ランキング順位  
（出所）①②④IMF ③UNCTAD ⑤⑥Global Trade Atlas, ⑦日本銀行 ⑧⑨外務省資料

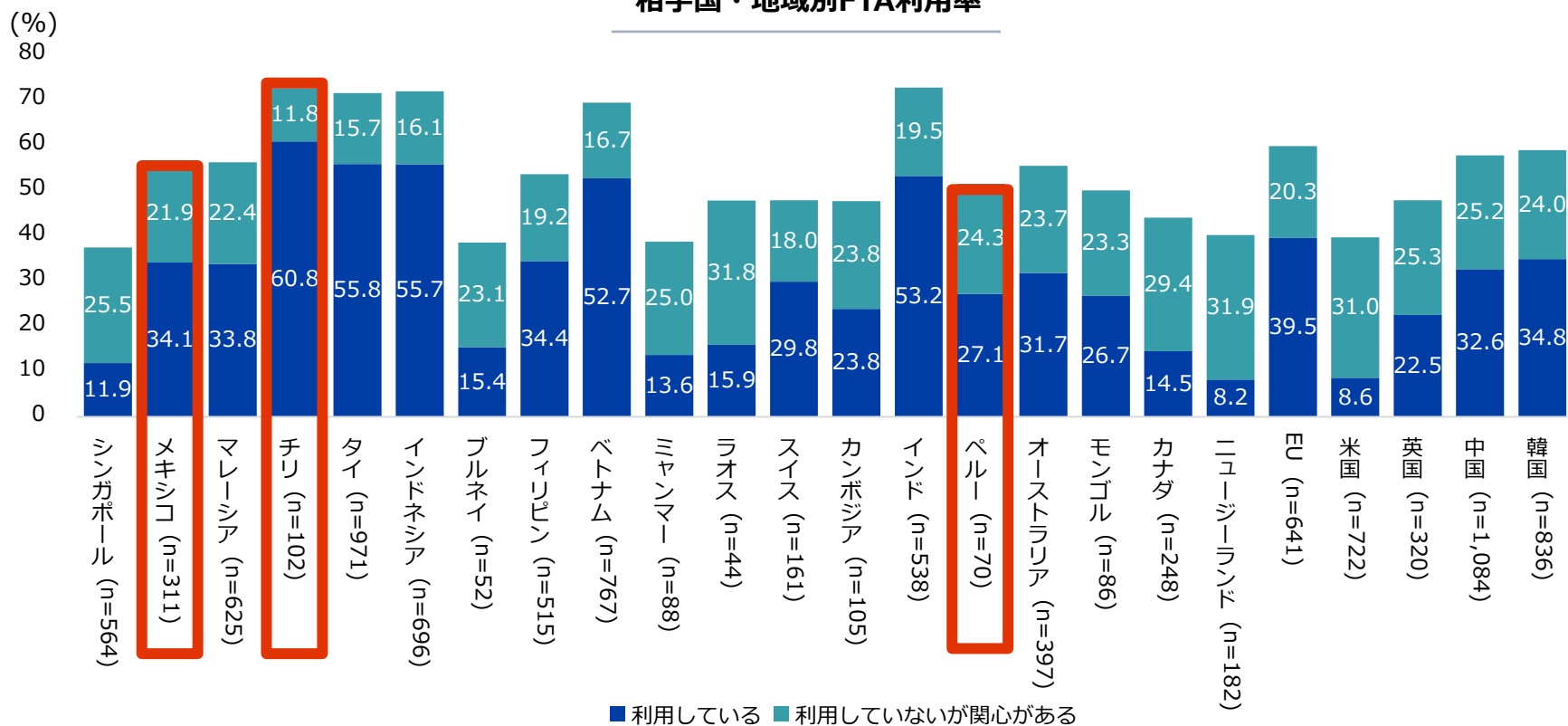
## 2 | 日本の中南米諸国とのFTA網概観



### 3 | 対中南米輸出のFTA利用率

- ジェトロが2024年度に行った日本からの輸出におけるFTA利用に関する調査では、最恵国待遇（MFN）ベースで無税品目がほとんどない**チリ**のFTA利用率が**6割超**。
- これに対し、メキシコ（34.1%）とペルー（27.1%）は比較的利用率が低い。ただ、**FTA利用に関心がある企業も一定数**おり、伸びしろがある。

相手国・地域別FTA利用率



(注) ①nは、2020年度以降にFTAなど相手国・地域向けに自社で直接輸出している社数。②左から発効年が古い順（複数の協定が併存する場合は、そのうち最も発効が早い協定の発効年の順）。③米国については、他のFTAとは異なる物品貿易協定との位置付け。④利用率を計算する際の母数には、一般関税が無税またはFTA以外の関税減免措置を利用している企業も含まれる。

(出所) ジェトロ「2024年度輸出に関するFTAアンケート調査」

# 本日の講演内容

I.	中南米FTAの全体像	4
II.	中南米主要国の通商動向	
1.	メキシコ (USMCA)	8
2.	メルコスール	15

# 1 | NAFTAからUSMCAへ

- 2016年大統領選挙で勝利したドナルド・トランプ氏は就任前から**北米自由貿易協定（NAFTA）**（1994年発効）の見直しを主張し、2017年8月に**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）**の交渉を開始、2020年7月に発効した。
- 2026年7月にUSMCAの見直しが行われ、3カ国が合意した場合は合意時点から16年間の2042年まで延長。合意しない場合は、それ以降毎年の見直しが必要に。

## トランプ第1次政権（2017～2020年）

- ◆ USMCAは、米国・メキシコ間では2018年8月27日に暫定合意。米加間でも9月30日に合意に至り、11月30日に署名された。2019年12月10日に一部内容を変更する改定議定書に署名。各国議会における批准承認を経て、2020年7月1日に発効。

## バイデン政権（2021～2024年）

- ◆ メキシコ内での労働権侵害による米国労働者の競争力低下を懸念し、USMCAで新設された「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」を用いて、事業所単位の調査を政府主導で開始することも含めて、メキシコ政府に労働権侵害を是正するよう相次いで要請した。

## トランプ第2次政権（2025年～）

- ◆ 2025年12月末時点でメキシコに対し25%（カリウムは10%）、カナダに対し35%（カリウム、エネルギー製品は10%）の追加関税を発動。ただし、USMCA原産性を満たす製品については例外措置が適用される。
- ◆ トランプ氏は2026年に行われるUSMCAの見直しで、中国などの国がメキシコを経由して自動車部品を無税で米国に輸出することを防ぐ規則を盛り込むとしている。

## 2 | USMCA原産品の多くはトランプ関税の適用除外に

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①122条課徴金の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される（自動車部品は当面の間、完全に適用除外）。

### USMCAの原産地規則

一般的なルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本的には一般的な自由貿易協定（FTA）と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。</li> <li>① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める</li> <li>② 付加価値基準：域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める</li> <li>③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める</li> </ul>
自動車ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。</li> <li>① 域内原産割合（RVC）が純費用方式で75%以上</li> <li>② 重要な自動車部品（スーパーコア）が全て原産品</li> <li>③ 完成車メーカー（OEM）が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料</li> <li>④ 直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域の付加価値が40%（乗用車・SUV）/45%（ピックアップ）以上</li> </ul> <p>（注）詳細は<a href="#">2019年5月8日付地域・分析レポート</a>参照。</p>

### USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

	122条課徴金		自動車、中・大型トラックおよび同部品への追加関税
原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1974年通商法122条をもとに2026年2月24日から7月24日まで適用される、原則全ての輸入品に対する10%の課徴金。（2026年2月20日付大統領令）</li> </ul>	原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日、中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどには10%）には11月1日から25%の追加関税を賦課。カナダ、メキシコ原産品にも適用。</li> </ul>
例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特惠関税（基本的に無税）の適用を受けられる。</li> </ul>	例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用（2025年5月2日付ビジネス短信）。</li> </ul>

### 3 | USMCAの利用率が2025年から急上昇

- 2025年3月6日付大統領令で追加関税の適用が停止されたのは、あくまでUSMCAの原産品のみ。
- 米国の対メキシコ輸入に占めるUSMCA利用率は2024年に49.6%だったが、2025年通年で67.5%と増加。2026年2月には89.5%に上昇している。
- MFN税率が0%のため、USMCAを利用していなかった商品は、USMCA利用が不可欠に。

#### 米国の対メキシコ輸入に占める特惠プログラムの利用状況

(単位：100万ドル, %)

特惠プログラム	2024年		2025年3月		2025年7月		2025年12月		2026年2月	
	輸入額	構成比	輸入額	構成比	輸入額	構成比	輸入額	構成比	輸入額	構成比
USMCA	249,732	49.6	22,988	48.5	38,942	86.3	37,160	88.2	39,120	89.5
民間航空機	686	0.1	84	0.2	23	0.1	15	0.0	21	0.0
医療品	6	0.0	3	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
プログラム利用無し	253,372	50.3	24,332	51.3	6,114	13.6	4,957	11.8	4,566	10.4
対メキシコ輸入合計	503,806	100.0	47,408	100.0	45,116	100.0	42,133	100.0	43,708	100.0

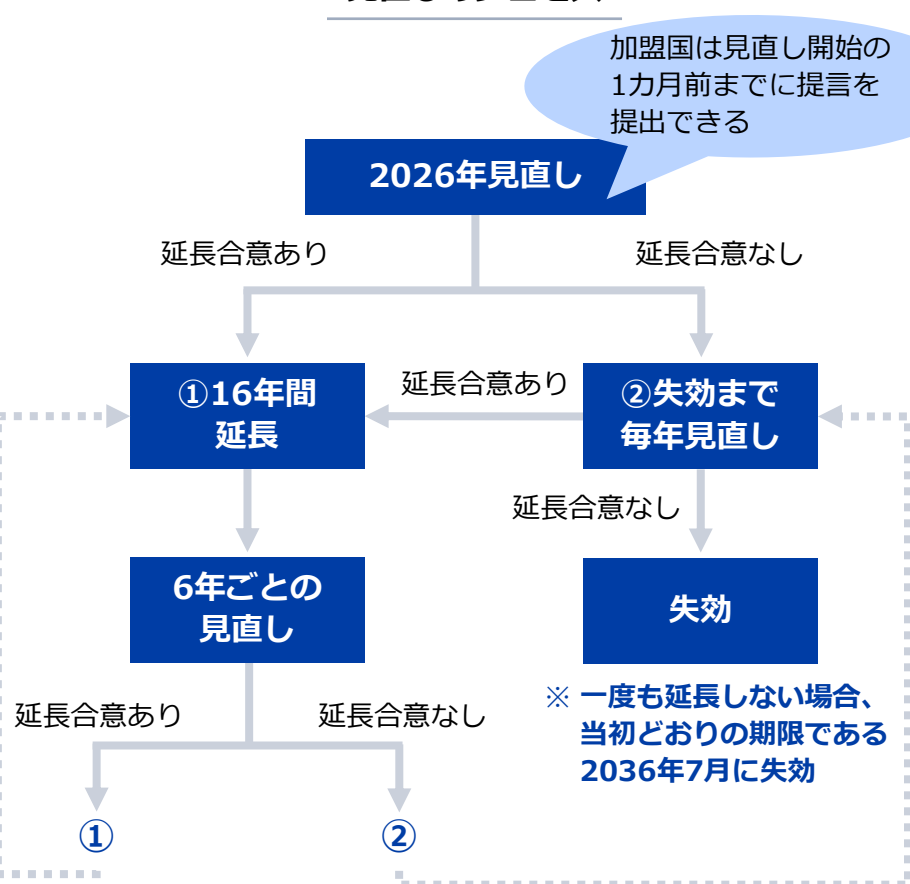
(出所) 米国国際貿易委員会 (USITC) データベースから作成

- ◆ USMCA未利用の輸入の中には、原産地規則が厳格なために原産地規則を達成できないものに加え、米国の最恵国待遇 (MFN) 税率が0%であるため、USMCAを使わなくても無税で輸入できていた品目が含まれていた。
- ◆ 自動車産業に関連する米国のMFNが無税でUSMCAが2024年は利用されていなかった品目を例示すると、以下のようなものがある (あくまで一例)。
  - ✓ ヘッドライト：HTS 8512.20.20
  - ✓ スピーカー：HTS 8518.21／8518.29／8518.50
  - ✓ カーオーディオ：HTS 8527.21.40／8527.29

## 4 | 2026年「共同見直し」の概要

- USMCAは発効6年目（2026年7月）に協定の運用状況の「共同見直し」を行うと定めている（34.7条）。共同見直しで、協定の**16年間（2042年7月まで）の延長**に合意できるかが焦点に。
- メキシコ経済省は国内の企業・業界団体からパブリックコメント（パブコメ）や公聴会を通して広く意見を募集。経済界からは現状の枠組み維持が要望されたほか、トランプ関税も議題の1つに上がった。

### 見直しのプロセス



### メキシコ国内での手続き

#### パブコメ募集（2025年9～11月）

- これまでUSMCAがメキシコに与えたインパクト、運用に関する具体的な課題などについて、国内外から意見を募集（2025年9月18日付ビジネス短信参照）。

#### セクター別公聴会を開催（2025年11月）

- 国内の30セクターおよび32州と、USMCAの見直しをメキシコ経済の競争力につなげるための会合を実施。
- USMCAのほか、トランプ関税についても経済界から大きな懸念が示された（2025年11月19日付ビジネス短信参照）。

#### パブコメ・公聴会の結果を公表（2026年3月）

- 経済省は30セクター・32州との会合、573件のパブコメの結果を発表（詳細は経済省ウェブサイト参照）。
- 現行の原産地規則の維持、紛争解決メカニズムの効果的な運用、北米経済圏の自由アクセスによる競争力強化を主張。

## 5 | 現時点で想定されるUSMCAの行方

- 2026年7月1日のUSMCAの見直しを前に、本年中の妥結には悲観的な見方が大勢。
- 他方で米国のUSMCA離脱の可能性は高くない。
- 現状では①の可能性が高く、現時点の原産地規則が当面は適用されるとの見立て。

### ① USMCAの見直し合意に至らず、1年ごとの交渉継続

⇒現状協定の存続で合意に達するのは難しいという意見が大勢

USMCAの交渉を継続する場合は、3カ国ともに不確実性の継続により、投資減退

### ② USMCAの見直し合意に至らず、二国間協定の締結に移行

⇒米国としては、USMCAの継続に必ずしもコミットする姿勢を見せていない。

USMCAが消失すると、メキシコにとっては影響大

### ③ USMCAの大幅見直し（原産地規則の厳格化、対中政策における規制など）

⇒現行から大幅な変更を生じるため、サプライチェーンの見直しや新たな規制への対応を迫られる可能性がある。

### ④ USMCAの離脱宣告をして、離脱宣告した国が6カ月後に離脱

⇒離脱する場合、3カ国のサプライチェーンに大きな影響

### ⑤ USMCAの見直しが合意に至る

⇒既進出企業にとっては最も良い選択肢ではあるが、現時点で可能性は低い

### ⑥ 合意を得られず、2036年に失効

⇒現時点で可能性は低いとみられているが、投資や既存のサプライチェーンに影響

## 6 | 一般（MFN）関税率の大幅引き上げ

- メキシコ政府は輸出入関税法（LIGIE）を改正し、2026年1月1日から**一般（MFN）関税率を大幅に引き上げ**。対象は繊維・縫製品、鉄鋼・同製品、自動車部品、自動車など**合計1,463品目**に及ぶ。
- **対メキシコ輸出におけるFTA利用の重要性が上昇**。製造業の場合、関税優遇措置を利用することで適用税率を減免することが可能。

### 1,463品目の関税率を大幅引き上げ

#### 関税率引き上げの背景

- ◆ 関税率引き上げの目的について、メキシコのマルセロ・エブラル経済相は「**国内の雇用を守るため**」と説明。
- ◆ 一部の廉価な製品が輸入され、公平な競争がなされない状況に強い危機感を表明。
- ◆ 一方で、一部の専門家は米国にメキシコを通じてアジアの製品が流入していることに対し、対策を講じるよう米国政府からの圧力があったのではないかと指摘。

#### 2026年1月1日からMFN税率が引き上げられた主な品目

品目名	HSコード	引き上げ前	引き上げ後
電気自動車	8703.80.01	15%	<b>50%</b>
ギヤボックス	8708.40.08	0%	<b>35%</b>
シャンプー	3305.10.01	10%	<b>25%</b>
鉄インゴット	7206.10.01	0%	<b>35%</b>

- ◆ その他の対象品目は**2026年1月6日付ビジネス短信**を参照。

### FTAの利用がより重要に

#### 一般（MFN）関税率の減免適用措置

##### ①各種FTA（貿易協定）

日本からの輸出では、以下の二つの協定が利用可能。

- 日メキシコEPA（日本メキシコ経済連携協定）
- CPTTP（旧TPP11）

⇒ **これまで対メキシコ輸出でFTAを利用していなかったが、関税率引き上げを機にFTAを利用開始した企業も**

##### ②PROSEC

現地生産者が「製造」に用いる部材を輸入する場合の関税優遇措置

- 登録が必要であり、セクターごとに対象のHSコードが異なる。
- 補修品やアフターパーツなど加工しないものは適用外。
- 現行のMFN税率0%の場合は、優遇関税の対象となっていない。

##### ③レグラ・オクターバ

- PROSEC登録企業が、登録セクターの対象品目リスト（PROSEC政令第5条）にない原材料を輸入する際、レグラ・オクターバを申請することで低関税を適用できる特別措置。
- 確定輸入と一時輸入で審査が異なる。

# 本日の講演内容

<b>I.</b>	<b>中南米FTAの全体像</b>	<b>4</b>
<b>II.</b>	<b>中南米主要国の通商動向</b>	
1.	メキシコ (USMCA)	8
2.	メルコスール	15

# 1 | 関税同盟としてのメルコスール

- 1991年に締結されたアスンシオン条約に基づき創設。30年以上の歴史を有する地域経済統合。
- メルコスールは、域内関税撤廃や対外共通関税創設に加え、マクロ経済政策や法制度の調和も目指すも、いまだ共同市場は形成できていない。不完全な関税同盟としてのメルコスール。

## メルコスール正式加盟国



アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ

※ ベネズエラ：2012年加盟も2016年12月以降、資格停止

※ ボリビア：ボリビアは2024年7月、議会で加盟議定書を批准した。現在は、2028年までに国内法規をメルコスールの規制・枠組み（主に関税制度）に適用させるべく準備中

## メルコスールの目的と原則

- 域内の関税および非関税障壁の撤廃などによる財、サービス、生産要素の自由な流通
- 対外共通関税の創設、共通貿易政策の採択および地域的・国際的な経済・貿易面での協調
- マクロ経済政策の協調および対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調
- 統合過程強化のための関連分野における法制度の調和

## メルコスールの現状

EUのような共同市場は形成されず、域内関税の撤廃は完全には実現していない。

自動車・同部品と砂糖（粗糖）は、いまだ域内自由化されていない。⇒ [2025年10月29日付地域分析レポート参照](#)

（出所）メルコスール公式サイト、アスンシオン条約（Chapter1, Article1）など

## 2 | メルコスールとの経済連携に向けた取り組み

- カナダ、メキシコ、EUなどとの経済連携の動きが拡大。2026年5月からEUとの暫定貿易協定の適用が開始。
- アジアについては、一部経済連携の動きはあるが、経済規模の大きい国との連携拡大余地あり。

### アジア

#### ①メルコスール・シンガポールFTA

2023年12月署名  
2026年2月パラグアイ・シンガポール間で発効  
2026年3月ウルグアイ・シンガポール間で発効

#### ②メルコスール・韓国FTA

2018年9月交渉開始。  
2021年9月までに第7回交渉実施。  
2026年2月に交渉再開で合意。

#### ③メルコスール・インドネシアFTA

2025年10月に交渉開始についてメルコスール・インドネシア間で合意。

#### ④ベトナム

2020年12月ブラジル政府、交渉を了承。

#### ⑤日本

日本・ブラジル産業界からの期待感高い。  
2025年12月に「日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み」を立ち上げ

### 北米

#### ①メルコスール・カナダFTA

事前協議終了。2018年3月交渉開始。  
2019年8月までに第7回交渉実施。  
2025年8月に交渉再開に向けて両側の交渉担当者が会談。

#### <参考：その他の貿易協定>

##### ●ブラジル・米国貿易・経済協力協定

2019年7月両大統領貿易協定締結意向表明。  
事前協議開始。  
2020年10月署名。

##### ●ブラジル・メキシコ自動車協定 (ACE55)

第5・第6追加議定書により2019年3月19日以降、①完成車の無関税割当撤廃・自由貿易化、②完成車と自動車部品のRVCを35%から40%に引き上げ。③特定自動車部品のRVC軽減措置撤廃。全て40%。

##### ●ブラジル・メキシコFTA (ACE53)

ACE53（自動車分野以外）の拡大を目指す。

### 欧州

#### ①メルコスール・EU FTA

2000年4月交渉開始  
2019年6月政治合意。  
2024年12月合意。  
2026年1月17日署名。  
**2026年5月1日から暫定貿易協定 (iTA) の適用が開始。**

#### ②メルコスール・EFTA FTA

2017年1月事前協議終了  
同年6月実質交渉開始  
2019年8月政治合意  
2025年7月最終合意  
2025年9月署名。

#### その他

**イスラエル (2010年4月発効)**  
**エジプト (2017年9月発効)**  
**パレスチナ (ブラジルに対してのみ 2024年8月発効)**

### 3 | EUとの暫定貿易協定が発効

- 2026年1月17日、EUとのFTAを含むEUメルコスール・パートナーシップ協定（EMPA）に署名。
- 2026年5月1日から暫定貿易協定（iTA）の適用が開始され、関税の撤廃・削減が始まる。
- EUとメルコスール間の貿易拡大が見込まれる。

2026年5月1日  
暫定貿易協定（iTA）  
適用開始



(出所) メルコスール事務局



(出所) 現地紙  
「Diplomatic World」紙



(出所) ルーラ大統領公式「X」

#### メルコスール諸国側の声

- ルーラ大統領は、自由貿易の重要性を強調。ブラジルのみならずEU企業にも便益をもたらす、と述べる。
- アルゼンチンのミレイ大統領は、同国のキルノ外相がX（旧Twitter）に投稿したEU理事会による署名承認を歓迎する投稿を引用して「良いニュースが続いている」とコメント。
- パラグアイのレスカノ外相は、「25年以上にわたる交渉の末、世界経済の主要な2地域を結びつける歴史的な合意が成立した、この合意は、7億人以上の住民を結びつけ、世界のGDPの約25%を占め、年間取引額は1,000億ドル超、1人当たりGDPは約3万4,000ドル規模」と祝した。

(出所) EU、ブラジル外務省、アルゼンチン外務省、パラグアイ外務省



(出所) ルーラ大統領公式「X」



(出所) ルーラ大統領公式「X」

# 4 | 相互依存度が低い日ブラジル貿易

- ブラジルの対EU輸入割合は輸入全体の21.2%。
- ブラジルの対日輸入割合は、わずか2.1%にとどまる。
- ブラジルの主要貿易相手国で、FTA交渉を開始していないの（未締結）は、米中ロシアと日本のみ。

ブラジルの主要国・地域別輸出 (FOB)  
[通関ベース]

(単位：100万ドル、%) (△はマイナス値)

国・地域	2024年		
	金額	構成比	伸び率
中国	94,372	28.0	△ 9.5
米国	40,369	12.0	9.4
アルゼンチン	13,778	4.1	△ 17.6
オランダ	11,720	3.5	△ 3.5
スペイン	9,970	3.0	26.9
シンガポール	7,875	2.3	5.6
メキシコ	7,802	2.3	△ 9.0
チリ	6,658	2.0	△ 16.2
カナダ	6,317	1.9	9.4
ドイツ	5,847	1.7	3.5
日本	5,578	1.7	△ 15.7
韓国	5,503	1.6	△ 2.4
合計 (その他含む)	337,046	100.0	△ 0.8

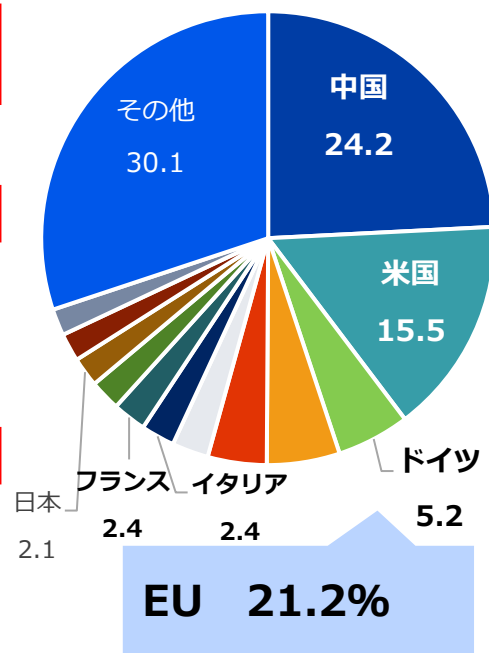
(注) 青ハイライトは交渉中、黄色ハイライトは既存協定有

主要国・地域別輸入(FOB) [通関ベース]

(単位：100万ドル、%) (△はマイナス値)

国・地域	2024年		
	金額	構成比	伸び率
中国	63,636	24.2	19.7
米国	40,652	15.5	7.1
ドイツ	13,783	5.2	4.8
アルゼンチン	13,577	5.2	13.2
ロシア	10,965	4.2	9.5
インド	6,850	2.6	△ 0.3
イタリア	6,388	2.4	9.1
フランス	6,190	2.4	12.4
メキシコ	5,767	2.2	4.1
日本	5,431	2.1	5.9
韓国	5,157	2.0	6.8
チリ	4,953	1.9	14.8
合計 (その他含む)	262,870	100.0	9.2

ブラジルの主要国・地域別輸入 (FOB)



(出所) メルコスール事務局統計、MDICなど

# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課・中南米班

加藤 遥平



03-3582-4690



ORB-Latin@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。